

大地震における広域避難への対応の強化を求める意見書

近年、令和6年能登半島地震をはじめとする大規模な地震が全国各地で発生しており、近い将来に発生すると予想されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震、南海トラフ地震、中部圏・近畿圏直下地震では、甚大な被害が想定されている。

このような中、国においては、中央防災会議を中心に、社会・経済への影響が大きいとされる各地震の被害想定の下、人的・物的被害を減少させるため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画等、地震ごとに防災対策を推進する基本計画等を策定し、防災・減災に向けた取組みを進めているところである。

また、本県では、大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定や近隣県との防災上の連携・協力に関する協定を締結し、災害対応の検証や協定等の見直しを実施し、災害への備えを強化している。

しかしながら、人口が集中する都市部等で大地震が発生した場合に、避難所の収容人数超過やインフラ復旧の遅れ等を理由に、都道府県の区域を越えた被災者の避難（以下「広域避難」という。）が多数行われ、大きな混乱が生じることが想定される。このため、国や地方自治体の具体的な対応の検討や広域での実践的な防災訓練の実施等、災害対応の実効性をより一層強化することが重要である。また、広域避難の受入れに要する避難所運営等の費用は、被災自治体からの広域応援の要請がない場合には原則として受入自治体の負担とされており、広域避難に係る国による財政支援の充実が求められている。

よって、国においては、大地震発生時の広域避難への対応を強化するため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 大地震による広域避難について、避難者数や避難日数等の具体的な想定を行うとともに、国や都道府県等の役割を整理し、地震ごとの防災対策を推進する基本計画等に反映すること。
- 2 広域避難に対する移動支援や隣接する都道府県における受入対応等の調整を含む大地震を想定した合同防災訓練を実施すること。
- 3 自主避難を含む広域避難の受入れ等の被災者支援に取り組む地方自治体に対して必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月18日

